

教育内容等基準(案)に関するご意見

団体・ 学会名	日本看護系大学協議会
------------	------------

資料番号	資料名	修正箇所 (具体的に記載して下さい)	修正案 (具体的に記載して下さい)	修正を提案する理由 (具体的に記載して下さい)
資料3	教育内容等基準案について 1. 特定行為の範囲と修業期間	「○幅広い特定行為を実施するための修業期間は2年以上とする。」後に文言を追加する。	「2年以上の教育を大学院に置く場合は、看護系大学院に限る」の文言を追加する。	原案では、看護系大学院でなくとも成り立ちえる内容となっており、医科学修士等でも可能な教育課程案となっている。医師等がメインとなる教育課程となる可能性があり、看護学の大学院教育の発展、ならびに看護学の独自の発展が阻まれる可能性を有する。
資料3 別表1)	修業期間2年以上とする課程の教育内容・単位数の例	全体	教育内容の検討にあたっては、厚生労働省と文部科学省が協議のうえ検討する。	修業期間2年以上の教育課程については、看護系大学院教育全般に関わり、看護の大学院教育の在り方への影響が甚大であることから、教育内容の検討にあたっては、厚生労働省と文部科学省が協議の上、検討する必要がある。
資料3 別表1)	修業期間2年以上とする課程の教育内容・単位数の例	全体	修業期間2年以上の教育(大学院相当)の教育についても、専門領域別教育とする。	専門的知識に基づく対象理解と判断を伴わない医行為の実施は、国民への安全な医療提供を脅かす可能性を持つものである。(専門領域の基準案については検討をふかめ、必要時提案する。)

教育内容等基準(案)に関するご意見

団体・ 学会名	日本看護系大学協議会
------------	------------

資料番号	資料名	修正箇所 (具体的に記載して下さい)	修正案 (具体的に記載して下さい)	修正を提案する理由 (具体的に記載して下さい)
資料3 別表1)	修業期間2年以上とする課程 の教育内容・単位数の例	全体	教育内容の検討に当たっては、厚生労働省と文部科学省の協議のうえ検討する。なお、教育内容・単位について特定行為に関わるものに限定する。	厚生労働省が関与する教育内容は、特定行為に関わる教育内容に限るべきである。
資料3	4. 教員・指導者の要件	<p>○教員・指導者は、基準とする各教育内容を教授するのに、適当な職種、人数を確保する。</p> <p>○特に「基礎となる知識」及び「技術・能力」の教育内容を教授する者には、教育内容の特性を鑑み、医師及び薬剤師を含める。</p> <p>○特定行為の習得を目指した臨床実習の担当教員・指導者は、医師等を必要数確保する。</p>	<p>以下のように、「看護教員のほか」の文言を追加する。</p> <p>○教員・指導者は、基準とする各教育内容を教授するのに、適当な職種、人数を確保する。</p> <p>○特に「基礎となる知識」及び「技術・能力」の教育内容を教授する者には、教育内容の特性を鑑み、看護教員のほか、医師及び薬剤師を含める。</p> <p>○特定行為の習得を目指した臨床実習の担当教員・指導者は、看護教員のほか、医師等を必要数確保する。</p>	看護学の教育としての一貫性を保持するためには、看護学の視点からの教育を基盤とするべきであり、教員・指導者の要件の第一に看護教員が入れられるべきである。大学院教育においては学問領域を教授するための教員数確保が重要であり、医師及び薬剤師のみの記載ではそれが脅かされる可能性がある。また、将来的には、技術を有する看護系教員による教育になる可能性を残す必要がある。
資料3 参考資料 1	特定行為及び看護師の能力 認証に係る試案(イメージ)	「○厚生労働大臣は、研修機関の指定を行う場合には、審議会の意見を聴かなければならない。」の後に、文言を追加する。	「○厚生労働大臣は、研修機関の指定を行う場合には、 <u>審議会および文部科学省の意見を聞かなければならない。教育機関の認証については、国(厚労省)からの委託を受けた看護学系の第三者機関による認証をとする。</u> 」	規制緩和の流れの中で、学問の自律的な発展を保障するとともに、国民への安全な医療提供を担保するために、看護学の専門家、および看護学教育の専門家を中核とした組織編成による認証が望まれる。また、大学教育として行われるものなので、文科省の関わりが必要である。